

平成16年5月31日(月)  
午後2時02分から3時52分  
宇都宮市役所14大会議室

# 第4回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

## 第4回 宇都宮地域合併協議会会議録

### 1 出席者

- ・会長 福田 富一
- ・副会長 猪瀬 成男 手塚 順一 玉生 勝経
- ・委員 小野里 豊 山崎 守男 須賀 万里子 築 郁夫  
高梨 眞佐岐 貝賀 芳夫 松本 清 石川 伍一  
稲葉 信子 吉沼 正夫 渡辺 清 江連 俊  
藤江 政夫 江連 功 斎藤 勝 手塚 早苗  
福島 邦夫 柴山 昭宣 福田 栄 加藤 幸雄  
釜井 傳一郎 須藤 貢 南木 昭男 沼田 良  
(遅参1名)
- ・監査委員 大木 二三男

### 2 欠席者

- ・委員 湯澤 博 伊澤 茂 中村 祐司 田村 澄夫

### 3 出席した事務局職員等

- ・事務局長 横松 薫
- ・行政経営部長 河原 正明
- ・商工部長 沼尾 博行
- ・農務部次長 大岡 幸雄
- ・交通政策課長 久保 哲夫
- ・クリーンセンター主幹 津田 昌利
- ・事務局次長 大林 厚雄
- ・市民生活部長 横堀 杉生
- ・教育委員会教育次長 福田 幹雄
- ・政策審議室長 手塚 英和
- ・行政経営課長 渡辺 孝夫

### 4 議 事

#### 報告事項

- (報告第8号) 委員の変更について
- (報告第9号) 各種事務事業の取扱いについて

#### 審議事項

- (議案第20号) 一部事務組合の取扱いについて
- (議案第21号) 交通関係事業の取扱いについて
- (議案第22号) 消防関係事業の取扱いについて
- (議案第23号) 環境・清掃関係事業の取扱いについて
- (議案第24号) 農林水産関係事業の取扱いについて
- (議案第25号) 学校教育関係事業の取扱いについて

- ( 議案第 2 6 号 ) 社会教育関係事業の取扱いについて
- ( 議案第 2 7 号 ) 平成 1 5 年度宇都宮地域合併協議会歳入歳出決算について
- 協議事項
- ( 協議第 5 号 ) 地域自治制度について
- ( 協議第 6 号 ) 市町建設計画について
- その他

## 協議内容の概要

事務局の進行により本会が開かれる。

はじめに、会長である福田富一宇都宮市長による挨拶が行われ、その後、事務局より、出席委員の報告が行われた。(31名中26名出席)

続いて、議長より本会議における会議録署名委員2名が指名される。(藤江委員、須賀委員)

次に、「報告事項」に移る。

まず、報告第8号「委員の変更について」は、河内町の委員1名の変更が報告された。

次に、報告第9号「各種事務事業の取扱いについて」の説明が行われ、承認された。

続いて、「審議事項」に移る。

まず、議案第20号「一部事務組合の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第21号「交通関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。

上河内町の藤江委員より、代替バスについては「段階的に調整する。」とされているが、廃止の方向に行ってしまうのかとの質問が出され、新市においても当分の間はこのまま事業を実施し、新市全体の広域的な公共交通ネットワークについての議論の中で、方向性を出していくとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)

次に、議案第22号「消防関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第23号「環境・清掃関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。

河内町の福田(栄)委員より、ごみ収集あるいはし尿処理の運搬業者の選定等についてはどのような方向付けをするのかとの質問が出され、当分の間現行どおりとし、時間をいただいて調整していきたいとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)

次に、議案第24号「農林水産関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。

上河内町の藤江委員より、農業公社の職員の対応についての質問があり、職員の取扱いについてはまだ議論されていないので、今後、検討したいとの説明があった。(事務局回答、発言者了解)

次に、議案第25号「学校教育関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第26号「社会教育関係事業の取扱いについて」の説明が行われた。(原案通り可決)

次に、議案第27号「平成15年度宇都宮地域合併協議会歳入歳出決算について」の説明が行われた。引き続き、監査委員である上河内町の大木収入役から監査の結果報告があり、承認された。

続いて、協議事項に移る。

まず、協議第5号「地域自治制度について」小委員会の審議状況の説明が行われた。  
沼田委員より、この制度は宇都宮地域独自の制度であり、住民自治に大変配慮したものである。また、各地域にとって使いやすい仕組みにもなっているとの意見があった。

次に、協議第6号「市町建設計画について」小委員会の審議状況の説明が行われた。  
「その他」に移り、事務局より、第5回、第6回の協議会の日程について説明があり、会議終了となる。

午後2時02分 開会

事務局（横松事務局長）

定刻となりましたので、ただいまから「第4回宇都宮地域合併協議会」を開会いたします。

会議に入ります前に、委員の皆様にご報告申し上げます。本日の会議につきましては、副会長を含む委員31人中26人のご出席をいただいております。協議会規約第9条第2項の規定に基づく委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでははじめに、会議に先立ちまして、宇都宮地域合併協議会会長の福田富一宇都宮市長よりご挨拶を申し上げます。

福田会長

皆さんこんにちは。お暑い中、委員の皆様方にはご出席を賜りましてまことにありがとうございます。第4回宇都宮地域合併協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様既にご承知のこととは存じますが、高根沢町におきましては、宇都宮市との合併協議会設置について住民投票が行われ、宇都宮市との合併協議会設置について過半数を超える賛成票を得たことから、去る5月17日に、当協議会とは別組織の「宇都宮市・高根沢町合併協議会」を設置し、新しいまちづくりに向けた合併協議を開始いたしました。また、県内の合併協議会の状況ではありますが、黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会では6月に合併協定書の調印が行われる予定であります。当協議会もおかげをもちまして、合併協議がおおむね順調に進んでいるところでございます。

本日の会議は、調整が整いました各種事務事業の取扱いについての報告や、審議事項として、住民生活に大きな影響がございます交通関係事業、環境・清掃関係業務の取扱い、さらには、学校教育、社会教育関係事業などについてご審議をいただくほか、協議事項として、地域自治制度や市町建設計画などもご協議をお願いしたいと考えております。委員の皆様方の活発なご発言をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

事務局（横松事務局長）

続きまして、早速会議に入らせていただきます。

会議の議長は、協議会規約第9条第3項の規定に基づき福田会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（福田会長）

それでは会議に入ります。

会議次第3の「会議録署名委員の選任」をいたします。

本日の会議録署名委員は、上河内町の藤江政夫委員と、宇都宮市の須賀万理子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議次第4の「報告事項」に移ります。

会議資料1ページの報告第8号「委員の変更について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは報告第8号「委員の変更について」ご説明いたします。

河内町の委員であります河内町自治会長連合会会長の鱒淵幸三氏が会長職を退任され、新たに須藤貢氏が会長に就任されました。このことに伴い、協議会規約第7条第1項第4号に基づき協議会委員をお願いするものです。

なお、須藤委員には市町建設計画小委員会の委員もお願いしております。

また、上河内町の江連功委員及び手塚早苗委員につきましては、団体の役職は退任されましたが、引き続き協議会委員をお願いすることとなりましたので、併せてご報告申し上げます。

なお、新しい合併協議会委員名簿は、お手元にお配りいたしましたとおりとなっております。

以上で報告第8号の説明を終わらせていただきます。

議長（福田会長）

ただいま事務局から、協議会規約に基づく委員の変更の報告がありました。須藤貢委員にはどうぞよろしくお願いいたします。

（須藤貢委員 挨拶）

議長（福田会長）

続きまして、会議資料2ページの報告第9号「各種事務事業の取扱いについて」事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

報告第9号「各種事務事業の取扱いについて」ご説明いたします。

各種事務事業の取扱いのうち、総務専門部会、住民専門部会、産業専門部会、教育専門部会が所管いたします事務事業につきまして、別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告するものでございます。

お手元にお配りしております各種事務事業調整案をご覧いただきたいと思います。表

紙をめくっていただきますと、各種事務事業調整案の総括表がございます。これに基づいてご説明申し上げます。

各専門部会が所管いたします事務事業の総数は、合計2,099でございます。今回提出いたします事業数は合計682で、未提出事業数は1,391でございます。

次に、2の調整案の状況についてでございますが、今回提出いたしました682の事業の内訳ですが、調整の方向性につきましては、「現行のまま存続」が107事業、「合併時に調整」が439事業、「速やかに調整」が63事業、「段階的に調整」が44事業、「廃止の方向で調整」が29事業でございます。

以上で報告第9号「各種事務事業の取扱いについて」の説明を終わります。

議長（福田会長）

報告第9号につきまして事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

無いようでございますので、報告第9号「各種事務事業の取扱いについて」は、報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは報告第9号はご承認いただいたものといたします。

続きまして、会議次第5の「審議事項」に移ります。

はじめに、会議資料3ページの議案第20号「一部事務組合の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

専門部会長の河原でございます。合併協定項目の議案を説明いたします前に、別紙綴りの冊子「参考資料」の1ページをご覧ください。合併協定項目の審議状況を一覧表にまとめたものでございます。本日の協議会におきましては、14番の一部事務組合の取扱い、20番の各種事務事業の取扱いのうち、交通関係事業の取扱い、消防関係事業の取扱い、環境・清掃関係事業の取扱い、農林水産関係事業の取扱い、学校教育関係事業の取扱い、社会教育関係事業の取扱いの6項目、合計7項目を審議いただくものであります。

なお、承認済の協定項目はこれまで10項目ございます。

それでは議案第20号「一部事務組合の取扱いについて」ご説明いたします。資料は本編の3ページ、別冊資料の3～6ページですので併せてご覧いただきたいと存じます。

議案の内容ですが、本文中に記載のとおり、第1項として、1市3町が加入している栃木県市町村消防災害補償等組合については、新市として引き続き加入するものとする。

第2項として、上三川町、上河内町、河内町が加入している栃木県町村議会議員公務災害補償等組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

第3項として、上三川町が加入している石橋地区消防組合及び小山広域保健衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

第4項として、上三川町、上河内町、河内町が加入している栃木県市町村職員退職手当組合については、今後、新市の退職手当の長期的推計や財政状況、また組合と宇都宮市との制度比較などを勘案し、合併までにその方向性を決定するというものであります。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料3ページをご覧ください。

中段以下に1市3町が加入している一部事務組合の名称と構成市町、事務内容や現況等について、また合併時の考え方、課題等について、それぞれの一部事務組合ごとに具体的な内容を記載しております。ご覧いただきたいと存じます。

また、(1)先進事例につきましては、新潟市ほか4市の例を5～6ページに記載させていただきます。

(2)関係法令につきましては、地方自治法第286条の抜粋を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第20号につきまして、専門部会の説明が終わりました。質疑を行います。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第20号「一部事務組合の取扱いについて」は原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは議案第20号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料4ページの議案第21号「交通関係事業の取扱いについて」、専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第21号「交通関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。参考資料は7～

10ページですので、併せてご覧ください。

議案の内容ですが、本文中に記載のとおり、まず第1項として、交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま引き継ぐことを基本とするというものであります。

第2項として、生活バス路線維持補助のうち、河内町単独の運行補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。

第3項として、代替バス運行費補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整するというものであります。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料7ページをご覧ください。

まず現状についてであります。1の各種事業の実施状況及び2の各種制度の差異の状況につきましては、中段以下に記載のとおりであります。

2の生活バス路線維持補助（県補助金交付要領に基づく協調補助）ですが、人にやさしいバス導入促進補助につきましても、各市町で差異があるものの、県の補助制度に基づき県内の全市町村が同じ対応をすることから、現行のまま引き継ぐことといたしました。次に、河内町単独の運行補助である生活バス路線維持補助についてであります。生活バス路線については、赤字の路線について、県の補助制度に基づき県と市町村が協調して補助を行い、路線の維持存続に努めているところであります。そのような中で、乗車人員等が少なく県の補助基準に満たない赤字路線のうち、宇都宮市の駒生営業所から河内町の宝井を經由してグリーントウンに至る路線については、通学児童の利便性確保の観点から、河内町単独の補助制度を創設し、路線を維持しているところであります。

次に、代替バス運行費補助についてであります。上河内町におきましては、バス路線が平成4年4月末で廃止されたことから、交通弱者対策や地域の公共交通機関を確保するため、同年5月から代替バスとして町営バスを運行しております。

これら2つの補助につきましては、特定の地域を対象とした事業であり、住民生活に多大な影響を与えるものであるため、合併に際しまして、広域的な視点からの調整が必要であることから、全体交通ネットワークの中で検討していくことといたしました。

また(1)の先進事例につきましては、黒磯市ほか5市の例を9～10ページに記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第21号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問をいただきます。はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

3番目の代替バス運行費補助についてご質問いたします。ただいまのご説明どおり、上河内町におきまして、平成4年からということで、9系統、河内町も1系統あるわけですが、120万円を出していただいて、河内町、上河内町につながっていくということで、実質的には上河内町だけの代替バス運行ということかなと理解しているわけですが、ここで3番目に書かれてありますとおり、特定地域の問題ではあるが、住民生活に多大な影響を与えるものであるため「当分の間現行どおりとし」ということで、一安心しているわけです。うちの方では、合併協議の中で、これについては相当関心を持っていることですので敢えて質問させていただきますが、その後に「広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する」とあります。文言どおりなのでしょうが、マイナス思考をしますと、広域的な視点というのは、ほぼ上河内地域のみでよそではやっていないことなので、段階的に調整というのは、具体的な年限はともかく、廃止の方向に行ってしまうのではないかと危惧するわけです。その辺は専門部会で突っ込んだ議論があったかどうか、とりあえず賛成の立場からですが、お聞きしておきたいと思いません。

議長（福田会長）

はい、専門部会。

事務局（久保交通政策課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。交通政策課の久保と申します。

その問題につきましては、専門部会、さらにその下の研究会の中でも、それぞれの町から活発な議論がございました。その中で、今ご説明のとおり「段階的に」ということで、当分の間はこのまま引き継ぐことをご了解いただいたところでございます。

この方向性につきましては、決してマイナスの方向性を意識してこの文言にしたわけではございません。あくまでも当分の間はこのまま引き継いで、住民生活に多大な影響を及ぼすことありますので、市域全体の広域的な公共交通ネットワークの中で、さらに充実強化ということもあるでしょうし、あるいは場合によっては、確かにご指摘のとおり廃止という方向性もないわけではないですが、いずれにしても、それは新市になって十分議論を尽くして方向性を出していきましようということ考えているものでございます。少なくとも、この段階ではマイナスの方向性ということではないと理解しているところでございます。

議長（福田会長）

はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

ただいまのご説明どおり一安心ということなのですが、上河内町におきましては、特定の地域ですから、なかなか現状を理解していただけないかと思いますが、町長の努力もあります。氏家駅への乗入れ等で年々利用者が伸びているという状況もございます。交通弱者対策、特に子供たちの遠距離通学解消によろしくこぎつけたという経緯もございますので、その辺もお含みの上よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（福田会長）

ほかにございませぬか。

ほかに無いようでございますので、お諮りいたします。議案第21号「交通関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第21号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料5ページの議案第22号「消防関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第22号「消防関係事業の取扱いについて」説明いたします。参考資料11～13ページも併せてご覧ください。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、まず第1項として、消防関係事業の取扱いについては、宇都宮市の制度に統一するものとする。

第2項として、消防体制については、各町とも消防分署とする。

第3項として、上河内町及び河内町と宇都宮市の消防事務の受委託契約は、合併の日の前日をもって廃止するものとする。

第4項として、上三川町が加入している石橋地区消防組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

第5項として、上三川町の地域内にある石橋地区消防組合所有の消防財産（消防団関係を除く）については、上三川町の所有とし、合併時に新市に引き継ぐものとするというものであります。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料11ページをご覧ください。

組織体制及び人員の現況ですが、宇都宮市が1本部3署11分署434名、上三川町が1分署23名、上河内町が1分署16名、河内町が1分署18名となっております。

上三川町は石橋地区消防組合の一部として、上河内町及び河内町は宇都宮消防本部の

内数で記載されております。

また、(1)の先進事例につきましては、新潟市ほか3市の例を12ページに記載しております。いずれの例についても、事業の制度や組織体制などに関することが記載されております。

また(2)の関係法令につきましては、消防組織法の抜粋を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第22号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問等をいただきたいと思います。消防団等の待遇については、既にご承認をいただいているわけですが、今回は消防業務、常備消防の部分です。

無いようですので、お諮りいたします。議案第22号「消防関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは議案第22号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料6ページの議案第23号「環境・清掃関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（横堀市民生活部長）

住民専門部会長の横堀でございます。議案第23号「環境・清掃関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

環境・清掃関係事業の取扱いにつきましては次のとおりとすることといたしました。

1. 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として、宇都宮市の制度を基準に調整する。

2. 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

3. ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

4. し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

5. 広域的なごみ・し尿処理事業については、廃止の方向で調整するというものであります。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料14ページをお開きください。

まず現状についてであります。1の環境基本計画につきましては、宇都宮市のみが策定しているところであります。この計画は環境行政の根幹となるものであります。合併に向けましては、合併後速やかに、新市全域を対象とした総合的、計画的な施策の展開が図られるよう、計画の協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、調整の方向性2につきましては、環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するというところで調整をいたしました。

次に、ごみ収集運搬事業についての現状であります。ごみ、資源物の収集形態、収集頻度、収集開始時間などに違いがある上に、これらは市民生活と密接にかかわりのある内容となっております。合併に向けての課題といたしましては、合併後、収集運搬業務の委託などにつきましては、速やかに新市全域で統一的な対応が図られるよう、方向付けを行うための協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、調整の方向性3につきましては、ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するというところで調整をいたしました。

次に、し尿収集運搬事業についての現状であります。収集形態の委託と許可の違い、及び、くみ取り料金とその徴収方法などに違いがある上に、これらは市民生活と密接にかかわりのある内容となっております。合併に向けましては、合併後、収集形態などにつきまして当分の間は現行どおりとし、段階的に新市全域で統一的な対応が図られるよう、方向付けを行うための協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、調整の方向性4につきましては、し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するというところで調整をいたしました。

次に、広域的なごみ・し尿処理業務についての現状であります。ごみは1市4町、し尿は1市2町での処理体制となっております。合併に向けましては、現在、上三川町はし尿につきまして、小山広域保健衛生組合で処理しておりますが、その処理体制から離脱し、新市において処理することになり、宇都宮市を中心とした現行の広域的処理体制は廃止することとなります。これらを踏まえ、調整の方向性5につきましては、広域的なごみ・し尿処理事業については、廃止の方向で調整するというところで調整をいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第23号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

一番最後の「廃止の方向で調整」というのを、もう一度説明してください。

事務局（津田クリーンセンター主幹）

クリーンセンター処理担当主幹の津田でございます。広域処理体制につきましては、今現在、宇都宮市のクリーンパーク茂原におきまして、ごみは1市4町（宇都宮市・石橋町・上三川町・河内町・上河内町）で処理をしておりますが、合併により1市3町の新しい市ができることによりまして、石橋町だけが新市にならないこととなります。石橋町は、現在、3町の合併協議会をつくっておりますので、そちらの新市で処理をしていただくようお願いしているところでございます。そうなりますと、石橋町はうちの方で処理しないということになりますので、広域という概念そのものがなくなることになり、広域体制が廃止となるわけでございます。

議長（福田会長）

分かりました。石橋町が入って1市4町で広域処理を行っていたものが、1市3町で合併し、石橋町は合併しないということですので、いずれ石橋町は合併する新市でごみ処理を行っていただきたい。となりますと、1市4町の広域処理については廃止の方向で調整していくということですね。1市3町は何ら住民生活に影響が出ることはない。組織の問題ですね。

ほかにございませんか。はい、福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

ごみ収集あるいはし尿処理の運搬業者ですが、当分の間現行のままということですが、段階的あるいは移行後速やかに調整ということにつきまして、業者の選定等については、旧町単位でやっていた業者さんをどのような方向付けをするのか。委託にしても入札があると思うので、その点についてお尋ねいたします。

議長（福田会長）

はい、専門部会。

事務局（津田クリーンセンター主幹）

クリーンセンター処理担当でございます。ごみの収集につきましては、現在、宇都宮市におきましては、直営と委託と約50%ずつで収集しているところでございます。ほかの3町はほとんどが委託と伺っております。現在のところ委託と直営の差異がございますので、その辺を鑑みまして、3町につきましても当分の間現行どおりやっただいて、いずれ一つの方向で一つの契約となるかと思っておりますが、地区割りをして契約という形になるかと思っております。その間の調整の時間をいただきたいと思います。と考えております。

し尿につきましては、3町と宇都宮市で許可と委託という違いがございます。3町は

許可という形をとっておりますので、宇都宮市の委託という形に変更できるかどうかも含めまして、時間をいただいて調整していきたいと考えているところでございます。

議長（福田会長）

ごみの収集については合併後も旧町単位で、し尿の収集については合併後にどういう方法が一番いいか検討していきましょうということで、特別、急な変更はないということです。ほかにございませつか。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第23号「環境・清掃関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第23号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料7ページの議案第24号「農林水産関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（沼尾商工部長）

産業専門部会長の沼尾です。議案第24号「農林水産関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

農林水産関係事業の取扱いについては、次のとおりとすることといたしました。

1. 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
2. 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに策定する計画に基づき調整する。
3. 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）については、合併までに、基本的な仕組みは、統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。
4. 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行どおり新市に引き継ぐ。
5. 農業公社については、合併までに統合できるよう調整する。
6. 市町有林・部分林整備事業については、合併までに、管理処分の一統に向け調整する。
7. 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図ることといたしました。

引き続きまして協定項目の詳細についてご説明いたします。参考資料18ページをお

開きください。

農林水産関係事業につきましては、18ページ下段から19ページ中段にありますように、1市3町において差異はありませんが、行政制度の調整方針を踏まえ、原則として宇都宮市の制度を基準に調整することとしたものであります。

次に、19ページ中段の農業振興地域整備計画についてであります。この計画は、土地利用を含めた農業振興施策に関する法定計画であり、1市3町で策定しております。これらの計画につきましては、合併後も当面は各町の地域別計画として位置付け、宇都宮市の計画見直し時期である平成19年度に新たな計画を策定してまいります。

次に、19ページ下段の水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）についてであります。産地づくり交付金、いわゆる生産調整に関する助成金については、基本的な仕組みは、統一した基準で行うよう合併までに調整を図るものであります。

次に、20ページの農業金融対策事業についてであります。農業者が農業近代化資金等の融資を受けた場合の利子補給率については、宇都宮市の制度を基準に統一してまいります。ただし、合併までの借入分については、1市3町での利子補給率に差異がありますので、公平性を確保する観点から、現行のまま新市に引き継ぐものであります。

次に、農業公社についてであります。20ページ中段に記載のとおり、宇都宮市、上三川町、上河内町に公社が設置されていることから、合併までに統合できるよう調整していくものであります。

次に、市町有林・部分林整備事業についてであります。宇都宮市と上河内町が事業を実施しております。宇都宮市では、第三者機関である市有林管理委員会の意見を踏まえ管理処分を行っており、宇都宮市の制度を活用する方向で統一を図るものであります。

次に、農業集落排水施設に係る分担金及び使用料についてであります。分担金につきましては1市3町で差異がありますが、既に実施中の事業に係る分担金でありますので、公平性や継続性の観点から、現行のまま引き継ぐものであります。

また、21ページの使用料につきましては、1市3町で差異がありますが、一本化することにより関係住民への新たな負担増の影響等を考慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に統一を図るよう調整するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第24号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

5の農業公社について、特に農業公社の職員について2点お聞きしたいと思います。

不勉強かもしれませんが、農業公社の職員については、JA（農協）等からの出向が多いのかなと思っています。合併までに統合ということになれば、組織体系の中で、その方について、出先ではなくて元のところとの対応はどうなっていくのかというのが1点でございます。

もう1点は、上河内町だけかもしれませんが、農業公社の職員の中で、上河内町では農業公社への出向ではなく、臨時でもなく任用している職員が1人おります。この者の身分等についてはどうなっているのか。町の職員等は、この法定協議会でも、特例法に載っているとおり、当然その身分は保証されなければならないということが決定されましたが、農業公社の職員ということになれば、準職員のではありますが、隙間と申しますか漏れた部分でありますので、その職員の扱い等についてはどうなっているのか、この2点をお伺いいたします。

議長（福田会長）

はい、専門部会。

事務局（大岡農務部次長）

宇都宮市農務部次長の大岡でございます。公社につきましては、上河内町、上三川町の両方に公社があります。基本的にはそれぞれの支所機能を持たせるような形で来年度からスタートしたいということで、4月から中身の検討を始めたところでございます。支所機能を持たせたいということで、その中身については、これから検討・議論をしていくところですが、職員体制について、プロパーさんや出向の方の取扱いについては、まだ今のところは議論されておらないところでございます。ただ基本的には、支所機能を持たせるということですから、プロパーの方になるか出向の方になるかはありますが、専門の職員の方を置いて対応していただくのがよろしいかなと思っています。

議長（福田会長）

はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

そのとおりなのでしょうが、うちの方の職員の場合、27歳ぐらいの男性です。農業公社の中で組織形態がどうなるかまだ不明だということになればあれですが、町の職員に準じて確保できるようになればというのが、私の希望でございます。とりあえずは、そういうことで、関心を持って見ていきたいと思っております。

議長（福田会長）

公社の職員の身分は公社に引き継ぐことになるのではないのですか。

事務局（大岡農務部次長）

基本的に、解散をして宇都宮市の農業公社に一本化する形になりますので、上河内町と上三川町の職員の取扱いについては、そのまま引き継いでもらうのか、今後も検討してみたいと思います。まだ決まっておりません。

議長（福田会長）

それは合併後に検討するのですか、合併までに結論を出すのですか。

事務局（大岡農務部次長）

合併までに方向性を出してまいります。

議長（福田会長）

ということでございます。上三川町、上河内町の関係者がいらっしゃいますので、専門部会の方で、各町の意向、意見を十分述べていただきますようお願いいたします。

ほかにございませんか。

今のやりとりのように、方向は決まったものの、中身の細かい部分についてはこれからということです。この協議会としては方向だけご確認いただき、内容については専門部会でさらに詰めていくこととなりますが、いずれにしても、藤江委員のようなご意見は最大限尊重していく必要があると考えております。

それでは、無いようですので、お諮りいたします。議案第24号「農林水産関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第24号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料8ページの議案第25号「学校教育関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（福田教育次長）

教育専門部会長の福田です。議案第25号「学校教育関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

学校教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとすることといたしました。

1. 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性

を検討する。

2. 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。

3. 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について、合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込むというものであります。

詳細についてご説明いたします。参考資料24ページをお開きください。

1の学校の通学区域につきましては、宇都宮市においては平成17年度に学校規模の適正化に向け、通学区域の変更及び隣接校との弾力化、小規模特認校などを実施することになっております。合併後は、宇都宮市の方針に基本的に統一いたしますが、通学区域の見直しの検討に当たっては、地域コミュニティ活動や通学距離等への配慮が必要でありますことから、調整の方向性1につきましては、学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討するという事で調整をいたしました。

次に、2の学校給食につきましては、各市町においてそれぞれ自校調理方式と共同調理方式の2方式で実施していること、また、給食費の算定方法につきましては、現在、各市町により異なっておりますことから、調整の方向性2につきましては、学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとするという事で調整をいたしました。

次に、3の学校の校舎及び体育館の耐震診断につきましては、昭和56年の新耐震基準以前の設計で建設された建物について、平成12年度から各市町それぞれに学校の校舎及び体育館の耐震診断を実施しておりますが、建築年次や耐震診断の結果等をもとに、整備基準の調整が必要でありますことから、調整の方向性3につきましては、校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について、合併後早期に簡易診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備に組み込むという事で調整をいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第25号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

通学区域、学校給食、小中学校の校舎整備については、説明のとおりでよろしいでしょうか。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第25号「学校教育関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは、議案第25号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料9ページの議案第26号「社会教育関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局(福田教育次長)

議案第26号「社会教育関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

社会教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとすることといたしました。

1. 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。

2. 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関または団体が行うというものです。

詳細についてご説明いたします。参考資料28ページをご覧ください。

1の社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度につきましては、社会教育団体においては、子ども会連合会、PTA連合会などは各市町とも補助を行っております。

また、文化スポーツ団体におきましても、文化協会、体育協会に対し各市町とも補助を行っておりますが、それ以外の団体への補助につきましては、宇都宮市と各町との間で対応が異なっております。なお、宇都宮市は、補助に当たりましては事業補助を基本としております。このようなことから、各市町により支援団体の種類や支援内容に違いがあり、補助の公平・公正を期する必要があること、また、同様の団体の統合など調整が必要であることから、調整の方向性1につきましては、社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるものとするとともに、対象団体の統合に努めるということで調整をいたしました。

次に、社会教育及び文化スポーツのイベント等につきましては、生涯学習、社会教育、文化スポーツにおいて、各市町同様の内容の事業や地域性に応じた独自の事業を展開しております。新市移行後は、地域間格差のない事業の展開のため、類似事業の整理統合が必要であり、また、一方では、地域性に応じた事業実施が望ましいものについては、地域主催で実施していくことも必要でありますことから、調整の方向性2につきましては、社会教育及び文化スポーツ等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関または団体が行うということで調整をいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第26号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

議案第26号の2項目目の「社会教育及び文化スポーツのイベント等類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関または団体が行う。」とあります。地域行政機関すなわち合併町ごとに行う地域行政機関であり、各々の町単位で行う地域行政機関です。そして団体というのは、上河内町自治会公民館連絡協議会とか上三川町文化協会といった団体という意味でいいのですね。団体または地域行政機関で、必要性の高いものについては、今までどおり取り組んでくださいということです。ご意見はございませんか。

無いようですので、お諮りいたします。議案第26号「社会教育関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第26号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、会議資料10ページの議案第27号「平成15年度宇都宮地域合併協議会歳入歳出決算について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、議案第27号「平成15年度宇都宮地域合併協議会歳入歳出決算について」ご説明いたします。会議資料11ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。1款1項1目の負担金につきましては、予算額2,200万円余に対し、調定額、収入済額ともに2,200万円余であります。

4款1項1目の諸収入につきましては、予算額1,000円に対し、調定額、収入済額ともに7円であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

1款の運営費につきましては、予算額288万円に対し、支出済額167万円余となっております。

1項1目の会議費につきましては、予算額141万円余に対し、支出済額80万円余となっております。主な経費といたしましては、1節の報酬で、協議会や小委員会への出席委員の日額報酬として68万円余を支出いたしました。

次に、2項1目の事務局費につきましては、予算額146万円余に対し、支出済額87万円余となっております。主な経費といたしましては、13節の委託料で、臨時職員

の派遣委託料として78万円余を支出いたしました。

次に、2款1項1目の事業推進費につきましては、予算額1,900万円余に対し、支出済額1,800万円余となっております。主な経費といたしましては、13節の委託料で、市町建設計画の策定に伴う資料作成や協議会広報紙の発行、また電算システムの統合調査の委託料として1,800万円余を支出いたしました。

次に、3款1項1目の予備費につきましては、予算額10万円に対し、予備費の充当がございませんでしたので支出済額はございませんでした。

なお、不用額201万円余につきましては、協議会及び小委員会の開催回数が当初の見込みより少なかったことに伴います委員報酬の残や、消耗品の購入を控えたことによる残が主なものでございます。

最後に、収入済額合計2,263万6,007円、支出済額合計2,062万2,552円の差引額201万3,455円につきましては、平成16年度に繰り越すものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

ただいまの決算について、監査の結果報告を上河内町収入役の大木監査委員からお願いいたします。

大木監査委員（上河内町）

監査委員の大木と申します。資料12ページの監査報告をご覧いただきたいと思います。

平成15年度宇都宮地域合併協議会歳入歳出決算に関し、去る5月13日、監査委員3名による監査を行いました。その結果につきまして、監査委員を代表しご報告いたします。

宇都宮地域合併協議会規約第15条第1項に基づき、本協議会における平成15年度歳入歳出決算について慎重なる審査を行った結果、いずれも関係帳簿及び証書と符合し、適正に処理されており、違算のないことを認めます。

議長（福田会長）

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第27号「平成15年度宇都宮地域合併協議会歳入歳出決算について」は、報告のとおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

ありがとうございます。それでは、議案第27号は原案のとおり承認いただいたものといたします。

続きまして、会議次第6の「協議事項」に移ります。

会議資料13ページの協議第5号「地域自治制度について」は、現在の小委員会の審議状況を事務局から説明させ、委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺行政経営課長)

宇都宮市行政経営課長の渡辺と申します。よろしくお願いたします。

それでは協議第5号「地域自治制度について」ご説明いたします。13ページをお開きいただきたいと思います。

本日ご協議いただきますのは2項目ございまして、1点目は地域行政機関の執行体制について、2点目は地域自治制度の法的位置付けについてでございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。24ページが地域自治制度の全体構成となっております。左側の都市内分権の推進と住民自治の拡充を目指して、右側の構成という形になってはいますが、上の方は「全体像」ということで、昨年11月4日の最終の任意合併協議会におきまして基本姿勢、考え方、概要につきましてご協議いただいたところでございます。下の網かけの「地域自治制度の法的位置付け」は、本日ご協議いただくところでございます。その下の「個別事項 住民代表組織の設置について」は、今年3月1日の法定合併協議会において報告し、ご協議いただいたところでございます。その下の網かけの「地域行政機関の執行体制」については、執行体制の基本的な考え方と地域を担当する特別職につきまして、本日ご協議していただくところでございます。その下の「地域行政機関の主な所掌事務」、「地域づくりのための予算について」は、今後の合併協議会に提出していく予定でございます。

14ページにお戻りいただきたいと思います。まず第1点目の地域行政機関の執行体制についてでございます。

1. 地域行政機関の基本的な位置付け。

地方自治法に基づく「支所」として設置し、施設は、現在の各町役場を活用します。名称については、法的位置付けや住民への分かりやすさ、また、地域自治を推進する拠点施設としての役割などを考慮して今後定めてまいります。

2. 執行体制構築に当たっての基本的な考え方。

ア. 地域自治制度が推進できる体制。地域が主体となった個性と活気あふれる地域づ

くりを効果的に実施できるような体制を整備いたします。

イ．住民が利用しやすく分かりやすい体制。合併時に大幅な組織改編を行うことで住民の利便性が低下しないよう留意するとともに、ワンストップサービスの推進など、住民主体の体制づくりに努めます。住民の分かりやすさに配慮し、組織体制及び名称につきましては、各地域行政機関に統一性を持たせます。

ウ．簡素で効率的な体制。合併による効果を十分に引き出せるよう、住民の利便性を確保しつつも、執行体制の効率化を図ってまいります。

### 3．地域行政機関の行う業務。

ア．地域づくりに係る立案や調整業務。地域自治協議会（これは住民代表組織で、市長並びに地域行政機関の長の諮問機関として位置付ける）と協力し、地域の個性を尊重し地域自らが地域づくりを行えるよう、地域行政機関に地域づくりに関する立案、調整を行います。また、地域自治協議会が十分にその能力や機能を発揮できるよう、地域自治協議会の事務局は、地域行政機関で行います。

イ．サービス提供業務。身近な行政機関としての役割にふさわしい、きめ細かな行政サービスを提供していきます。

ウ．地域行政機関の管理業務。地域自らが行政運営を担っていくために、内部運営管理、施設管理などを行います。

この3点につきまして、具体的な業務の割り振りについては、現在、2,000項目につきまして、地域行政機関で行うべきかどうか検討しているところでございますが、6月の合併協議会にその概要を提出していきたいと思っております。

4．地域行政機関の内部体制。地域行政機関の長は、本庁の部長に準ずる職とするとともに、内部組織として課を置きます。具体的な内部組織については、基本的には統一的なものとした上で、地域行政機関ごとに適切な体制及び規模としていきます。これについては、先ほど申し上げました事務事業が固まった段階で執行体制を構築してまいります。そのイメージといたしましては、地域づくり・地域振興、内部管理のグループと、税務、戸籍住民、国保年金等のグループ、介護保険、保健福祉等のグループ、今のところこういうイメージで考えているところでございます。これにつきましても、7月の合併協議会までには提出していきたいと考えております。

次に16ページ、5．特別職の配置について。

(1) 配置に当たっての基本的な考え方。合併は、地域社会に大きな影響を及ぼすものであるため、その移行期には、地域を総合的に調整し、主体的な地域づくりを推進する重要な役割を担う職が必要であることから、一定期間、経過措置として特別職を配置します。地域を担当する特別職は、地域の意見を総合調整し、主体的な地域づくりを推進していくために、十分な機能が発揮できるよう、地方自治法に基づく「助役」とし、合併旧町の区域を単位に設置します。

(2) 制度化の概要。

ア．この特別職の役割ですが、地域住民、地域団体、民間団体など、地域社会の構成団体間の総合調整を行うこと。地域行政機関と地域自治協議会との調整を行うこと。地域行政機関の事務事業について、その指揮監督を行うこと。全市統括機関が実施する当該地域に係る重要施策等について意見を述べること等でございます。

イ．権限ですが、今後、全市統括機関と地域行政機関との役割分担を考慮し、地域行政機関の所掌する事務事業などと併せまして、今後整理してまいります。

ウ．選任方法ですが、地域を担当する特別職は、地域との信頼関係に基づく密接な連携が求められるため、市長の選任権や議会の同意権を侵さない範囲内において、地域の主体性を尊重するため、地域自治協議会（住民代表組織）との協議、またはその推薦を尊重して、市長が選任いたします。

エ．名称ですが、地域を担当する特別職は、地域における総合的なマネジメントを行うために配置するため、名称は、助役という法的位置付けと地域を所管するという役割をあらわす名称を今後定めてまいります。

オ．設置期間ですが、今回の合併は、日常生活圏等を同一にする地域の合併であり、地理的・歴史的要因など、特別の事情を考慮する必要が強くないことを踏まえ、地域社会の激変に対応する期間としては、長期間を要しないと考えられます。このようなことから、地域を担当する特別職の設置期間は4年（1期）とします。なお、その後のあり方については、新市の地域自治制度の状況を見据えた上で検討してまいります。

カ．報酬と処遇ですが、報酬や処遇につきましては、合併の効率性を阻害するもの、などとの批判を受け、本来の役割の遂行に支障を来すことがないように、その職務に応じた適切なものとしていきます。

次に、第2点目の地域自治制度の法的位置付けということで、18ページをお開きいただきたいと思います。

1．これまでの合併協議における承認事項等。これは昨年11月4日の任期合併協議会の最終日にご報告したのですが、その一つの確認事項といたしましては、地方制度調査会（国の諮問機関）の答申において提示された「行政区的なタイプ」（法人格がないもので、政令指定都市における区タイプ）、「特別地方公共団体とするタイプ」（法人格があり、東京都23区的なタイプ）のうち、「行政区的なタイプ」を基本形として、宇都宮地域独自案を構築するということでした。

2つ目ですが、上記を念頭に、現行法の枠の中で宇都宮地域においてふさわしい地域自治制度を構築するに当たりまして、改正法が出てきた場合には、新たな制度を宇都宮地域において取り入れる必要があるときには、その活用を図るということで進めてまいったところでございます。

2．新たな制度の概要。新たな制度の概要が今年5月に合併関連3法ということで成立いたしましたので、専門的になりますが別紙で簡単に説明してまいりたいと思います。

21ページをお開き願います。新たな制度の概要ということで、先ほど申し上げた「行

政区的なタイプ」と「特別地方公共団体とするタイプ」のうちの一つ「行政区タイプ」でございますが、住民自治強化を推進する観点から、市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を設置できることとなりました。

この制度につきましては、すべての市町村に認められる場合と、合併に対する特例という2つがございます。ア．一般制度としての「地域自治区」は、合併に関係なく市町村の判断で設置できるものでございます。イ．合併市町村に限り設置できるものは、「特例地域自治区」がございます。

(2) この2つの共通事項は、私どもで言う地域自治協議会の構成員は、区域の住民のうちから市町村長が選任いたします。その役割は、地域自治区の区域に係る重要事項については地域協議会の意見を聞く。あるいは市町村長に対して意見を述べることでございまして、

その2つのうち、合併だけに認められる「特例地域自治区」は、(3) 合併に際しまして、旧市町村単位で地域自治区を設ける場合には、区長を置くことができるとともに、住居の表示には区の名称を冠することになります。例として、宇都宮市 区ということになります。

次に2．「特別地方公共団体とするタイプ」。これは法人格を有するわけですが、(1) 概要として、期間は一定期間（5年以下）、旧市町村単位に法人格のある合併特例区が設置できるということでございます。

(2) 制度の構成ですが、ア．合併特例区協議会（地域協議会と同じもの）は、合併特例区の区域内に住所を有し、議会議員の被選挙権を持つ者から、規約で定める方法により市町村長が選任いたしますということで、議会をイメージしております。役割は、地域協議会と同じような性格です。

イ．区長は、市町村長の被選挙権を持つ者から、市町村長が選任いたします。

ウ．事務権限は、合併後の一定期間、引き続き行うことが効果的と思われる特に重要な事項について、規約で定めるものを処理いたします。

以上が制度の概要ですが、これまで、宇都宮市の地域自治制度については、法令の概要が明らかにならない過程で検討してまいりましたので、若干の食い違いがございます。違いにつきまして23ページで簡単にご説明いたします。

まず設置区域は、宇都宮地域の地域自治制度は旧町単位ですが、一般制度としての地域自治区は、合併しない宇都宮市の区域内においても区制を置くことが必要となります。特例地域自治区、合併特例区は旧町単位となっております。

区の名称は、宇都宮地域案・地域自治区については区の名称はつけることはできませんが、特例地域自治区・合併特例区は区の名称を冠することになります。

設置期間は、宇都宮地域案は条例で永続的に制度化しようとするものですが、特例地域自治区・合併特例区においては一定期間、合併特例区にありましては5年以下となっております。

法人格は、宇都宮地域案は当然ないのですが、合併特例区はあるということです。

執行体制の特別職ですが、宇都宮地域案は助役（地域担当）を置く、設置期間は4年ということです。特例地域自治区は期間を定める、合併特例区は5年という限定の中で任期が2年以内という形になっております。

住民代表組織ですが、宇都宮地域案は名称は地域自治協議会ということで、構成員が区域内に住所を有する者のほか、事務所に勤務する者、学識経験者、NPO、公募から市長が選任するというので幅広く考えておりますが、特例地域自治区や合併特例区は区域内に住所を有する者ということで限定的です。しかも、合併特例区は議員の被選挙権を有する者ということで、25歳以上の者から選任する形になっております。任期については記載のとおり違いがございます。報酬は、宇都宮地域案は条例で定める日額報酬、地域自治区・特例地域自治区・合併特例区は支給しないこともできることとなっております。

これらを踏まえまして、18ページの3に新たな制度の活用についての基本的な考え方を載せております。「地域自治区」等の新たな制度は、次の理由により活用しないこととします。

新たな制度は全国を対象とした平均的な水準で定められていることから、国の制度によることなく、自治体の自己決定・自己責任に基づき、より地域の実情に即した制度とすることが、地方分権や住民自治の理念に照らしても望ましいと思われまます。採用し得る新たな制度は、恒久性を持つものではなく、将来的に制度を発展させることについてもその可能性が限定されるということです。

19ページ、(1) 恒久性では、宇都宮地域案では永続的、ほかの案では期限つき（5年以内）となっております。

(2) 区制（住居表示）は、一般制度としての地域自治区につきましては、宇都宮の区域内でも採用しなければならぬわけですが、それをいたしますと、昭和の合併から約半世紀経過し、既に地域の一体性が生まれているということで、改めて合併前の旧町単位に区制を敷くことは好ましくないのではないかとということです。また、今回の区制はあくまでも限定的となっております。したがって、からまでの理由により、区制を置かなくても障害は生じないのではないかとということです。は新市の一体性を阻害するのではないかと。は新市の都市構想の障害ということで、本市といたしましては、中長期的に政令指定都市への移行を視野に入れておりますので、移行時において検討する事項ではないかとということです。は1市3町で重複する町名は1つだけですので、区制を敷かなくても混乱はないのではないかとということです。

20ページの(3) 地域を担当する特別職は、宇都宮地域案が議会の議決を経るという、より強い位置付けとなっておりますので、新たな制度の導入は必要ないと思われまます。

(4) 地域代表組織は、宇都宮地域案が多様な意見を反映することということで、むしろ今回示された合併特例自治区は非常に構成が限定されるデメリットがあるのではない

かということです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（福田会長）

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等をいただきたいのですが、沼田先生から、もう少し分かりやすく、特徴的なことをお願いいたします。

沼田委員（共通委員）

分かりやすく言えるかどうか分からないのですが、意見を言わせていただきます。3つほどお話しいたします。

地域自治制度については、名前だけは随分前から言われていたのですが、なかなか骨格が見えないではないかという批判を結構いただいております。3カ月ぶりにこの協議会でやっと骨格が見えたかなと思います。

3つぐらい特徴がございます。1点目は、この地域自治制度は、私たち宇都宮地域合併協議会独自の案だということです。今月19日に国会で合併関連の3法が通りました。3つの法律それぞれについて、新しい区をつくる制度がつくられているわけです。ただ、これについては十分な審議があったとは必ずしも思えなかったり、あるいは、一部使い方によっては、昔の機関委任事務の制度に逆戻りするような使い方ができる部分があり、いろいろ考えた結果、そうではなくて、独自に今までこの地域で考えてきた案を貫くのがいいのではないかということで、独自案は随分違う案にはなっているわけですが、国の3法を使わずに独自案でやっているということです。これは全国的に見ても非常に珍しいだろうと思います。

今、全国のいろいろなところで独自案がつくられています。島根県の浜田市でつくられているのは、地域自治区に非常に近い、改正前の合併特例法を使ったもので、独自案といってもここは違います。何が違うかということ、この地域の独自案は、地方自治法を根拠にしているということです。地方自治法は一般法ですから、それだけ総合的で包括的だと言っていいだろうと思います。つまり、短期間で消えるものではなくて、基本的な性格として町の自治の中に地域自治制度を埋め込んでいく姿勢が非常に強いものだと思います。それが1点です。

2点目は、住民自治に非常に配慮した計画だだと思います。国でつくった3法は、うたい文句は確かに、住民自治に配慮する、強化するとなっておりますが、中身をよく読んでみると、住民自治を強化する手掛かりがその法律にあるとは私はとても思えないのです。それに比べて宇都宮地域の案は、先ほど言われた地域を担当する助役の選任に当たって、普通なら議会が同意して市長が選任するというところで終わるのですが、地域担当助役は、その前の段階で、住民代表機関である地域自治協議会が協議あるいは推薦という格好で地域担当助役の選任にかかわれる。地域の住民代表機関が推薦したり協議したりする人

を蹴って市議会が違う人を推薦したり，市長が違う人を選任することができるのだろうかというぐらい，私は疑問に思っています。市長や市議会にもそれぞれお考えがあるでしょうから，地域住民の推薦そのままとは言いませんが，かなり強い力で地域担当助役の選任に住民代表がかかわれる。住民自治としては非常に強力で，さらにそれに住民代表機関である市議会が同意権を持つということで，間接民主主義の2段階でチェックをする。最後にまた住民代表である市長が選任する。こんなにするのかというぐらい，住民自治を強化したいという思いがここに一つあります。恐らく全国にこういう例はないと言っていいだろうと思います。

3点目は，1番，2番と絡むのですが，独自案であり住民自治を強化する案であるということは，裏返すと，各地域にとって使いやすい仕組みになっているということだと思います。国が国会で通したものを使うのが一番楽ですが，そういうものが今後，地域で本当に使いやすいものなのだろうか。あるいは，もし使いにくかったら地域で手直ししていけるのかということに非常に危惧があります。法律をそのまま使ってしまうと，法律を直すのは国会しかできないわけです。独自案で，自分たちで使って転がしてみても，まずいところは手直ししていくという意味でも，この独自案は非常に優れていると言っていいと思います。やっと今回，地域自治制度の骨格が見えてきたので，違う小委員会にもいい影響が与えられるのではないかと私は期待をしております。以上です。

議長（福田会長）

ありがとうございました。突然指名してすみませんでした。

委員の皆さんのご意見，ご質問等をいただきたいと思います。

地方自治法に基づく「支所」として位置付ける。しかし，名称については，上三川行政センターや上河内町地区センターといった，一番地域の皆さんになじみのいい，行ってみたいくなるような名称は，別途つけることとなります。呼び名については，今後，地元の皆さんとも協議いただいて決めるということです。しかし法律的には「支所」です。

あとは今，沼田先生からご意見をいただきましたが，3点特徴的なものがあります。国で示したものは限定的であり，全国一律であり，地域性が発揮できるのかということを見ると，条例で決めて，なおかつ地域の皆さんにとって最も望ましいものを選択していくことができるのが特徴であるということです。

それでは，無いようですので，ただいまの協議につきましては，今後とも小委員会の皆さんに引き続きご審議をお願いしていくこととなります。どうぞ委員の皆様方もお気付きになりましたら，小委員会に意見を寄せ続けていただきますようお願いいたします。

続きまして，会議資料25ページの協議第6号「市町建設計画について」は，現在の小委員会の審議状況を事務局から説明させ，委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。それでは説明を求めます。

事務局（手塚政策審議室長）

協議第6号「市町建設計画について」ご説明申し上げます。26ページをお開きいただければと思います。

市町建設計画（県事前協議 案）ですが、これまでご協議申し上げてまいりました中身は、中間案という形で整理したものでした。今回は6月上旬の県の事前協議に向けての案のご協議をお願いするものでございます。なお、その後、7月中旬の知事協議、8月の協議会でこの計画についてご決定いただければと考えております。

今回の県事前協議の内容につきましては、中間案に対しまして、1点は県との事務的なレベルでの協議を踏まえて修正したもの、もう1点は市町合併に伴う地域意見交換会等で住民の皆様からご意見をいただいたもの、これらを踏まえて手直しがあり、その手直しをした部分についてご説明申し上げます。

県からの指摘の主なものですが、まず1点目は、新交通システムの取り組みに関する記載で、公共交通全体のサービス強化の一つの手法であるという表現が明確になるよう取り組まれたいということ、今回の手直しはそのような方向で表現を修正したところでございます。

2点目は、ソフト的な施策、例えば防犯、消費生活の向上といった施策を盛り込んではそのご意見がありましたが、元々、市町建設計画は、合併に伴う一体感の醸成や合併の趣旨に照らして特に重点的に推進すべきものを記載するもので、すべての分野を網羅する計画ではございません。このようなことから、防犯につきましては、地域の安全を地域自らが守るといふこれからのコミュニティの維持、あるいは市民主体のまちづくりの推進の中で柱立てている中に盛り込んではいふということ、手直しをしたところでございます。

3点目は、各種統計データ等について指摘がございました。出典の記載、県が把握している時点での数値と、今回の計画に載っておりまして調整等がございまして、事務的な調整をしたものでございます。

4点目は、競輪場通りの記載ですが、これは現在、私どもの計画においては県の事業という形で整理していたものですが、県といたしましては、県が事業主体であることははっきりしていて、かつ、平成26年（建設計画期間の最後の年度）までに確実に事業化されるものに限定した事業を記載すべきであるという指摘がございましたが、私どもといたしましては、県の総合計画におきましても都市間の交通ネットワークの充実として競輪場通りの整備が位置付けられておりますことから、削除しないで県の事前協議に臨んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは、具体的な変更点について建設計画の中でご説明申し上げたいと思います。

まず41ページをお開きいただきたいと思ひます。41ページの下に「宇都宮、上三川、上河内地域では」が二重線で消してありますが、これは特定の地域に限ったことではないということ、削除させていただき、「及びシイタケなどのきのこ類」ということで、

きのご類についても加えたところがございます。

次に、42ページ中ほどの「安心して暮らせるまちづくり」、これは先ほどのソフト事業として整理したものでございます。

その下段の「新市の一体性と地域間の連携の確立」の中で、「広域的な道路ネットワークの構築や新交通システムの導入をはじめとした公共交通ネットワークの構築など、総合的な交通体系の整備」、これは先ほどの新交通システムの導入に絡みました総合的な交通体系の一環としての表現に工夫したところがございます。

次に48ページ左側上段で「個性と地域を生かした地域の創造」の中の1)の中に、先ほどの安全・安心のまちづくりについて表現を追加したものでございます。

次に、49ページ右下の2)「公共交通ネットワークの整備を促進する」の中で、「新交通システム(LRT)」という形で具体的な整備手法を折り込んでおったのですが、新交通システムのいろいろな手法について検討を重ねているところですので、具体的な手法については削除したところがございます。

次に、50ページ左上の1)「廃棄物の適正処理を推進する」の「また」以下を、大きく追加したところがございます。これまでは廃棄物の処理について一体的に表現しておりますが、前段を一般廃棄物の処理という形に整理いたしまして、「また」以下は産業廃棄物の処理について追加したところがございます。これは、上三川町における住民との意見交換の中で、産業廃棄物処理施設に対する対応を建設計画に盛り込んではどうかという意見を踏まえての表現の追加でございます。主な内容としましては、「産業廃棄物については、立地条件について十分配慮し、処理施設立地の適正化を図るとともに、処理施設への立入指導や処理業者に対する指導・監督の強化に努め、適正な処理を確保する」という文言を追加したところがございます。

次に、53ページ右下は、新交通システムに関する事業内容の文言を整理したものでございます。

次に、55ページ「主要施策・事業」の中の、「道路ネットワークの構築」に下線が引いてありますが、これは57ページ、58ページに同じく「道路ネットワークの構築」とございますが、これは主要施策・事業における文言の整理で、統一感を持たせたものでございます。

次に、57ページの「河内地域」における「現状と課題」の中に、「同駅周辺の整備」が下線付きとなっておりますが、これは河内町で行いました住民との意見交換の中で、岡本駅西口だけではなく東口の整備、あるいは西と東の一体感を持たせる整備についての表現を工夫されたいということで、「同駅周辺の整備」という形で西と東両方を含んだ地域の整備を行うことが明らかになるように、表現を追加したものでございます。

次に、64ページ「財政計画」の項ですが、前回までの中間案におきましては、歳入歳出の項目それぞれ、もう少し詳細な分類で表現しておりますが、建設計画の中で取扱われている一般的な内容等で整理させていただき、また簡素化したものでございます。

資料の73ページをお開きいただきたいと思います。次に、現在協議を進めていただいております建設計画の名称についてであります。平成10年になされました地方制度調査会の答申において、にありますように、「親しみやすい名称を付けたりするよう努めること」を踏まえまして、今回の建設計画の名称についても工夫してまいりたいと考えております。

(2) にこれまでの編入合併の事例、次の74ページに新設合併の事例を参考までに載せておりますが、編入合併の場合には、合併する自治体の名前をそれぞれ計画に使っている例が非常に多いこと。それから、合併に伴う計画でありますことから、合併という言葉を用いている例が多いこと。また、まちづくり計画・まちづくりビジョンという表現を用いている事例が多々ございます。

(3) 私どもの市町建設計画の名称の考え方ですが、「建設計画」という名称を用いるとどうしてもハード整備に偏重したものをイメージさせることから、「まちづくり計画」という表現を使ってはどうか。また「ビジョン」という文言を用いている例も多々ございますが、今回の建設計画の中では具体的な主要事業が記載されておりましたから、「ビジョン」という構想的なイメージよりは、「計画」という文言を用いてはどうか。さらに、ほかの計画との違いはどうか、特に合併に伴い必要となる計画でありますことから、「合併」という表現を用いてはどうかと考えております。

例示という形で下に4つほど例をお示ししてございますが、アとして、宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町と、各自治体の名前を用いた合併まちづくり計画があります。イとして、宇都宮地域合併まちづくり計画。これは協議会の名称を用いたものでございます。ウとして、宇都宮市合併まちづくり計画。合併後の市の名称を用いたものでございます。エとして、新しく宇都宮市になるということで、「新」という文字を前に付けた新宇都宮市合併まちづくり計画、このような案を現時点では考えております。

先日行われました小委員会の中では、今回の合併に伴いまして目指すべきまちの方向、例えば北関東の中心都市とか中核都市とか、どういうまちを目指しているのかを表現してはどうかというご意見もいただいたところでございます。

これまでの小委員会での協議を踏まえた資料の説明は、以上でございます。よろしくご協議をお願い申し上げます。

議長（福田会長）

市町建設計画につきまして小委員会で議論をし、一部変更がございましたのでご説明を申し上げます。変更につきましては、栃木県の政策とのすり合わせということで、内容を県の方で検討し、意見が寄せられてきました。それに基づくもの、さらに1市3町で先月あたりから合併についての地域座談会を行って、市町建設計画についてもご意見をいただいていた中で、改めてその意見を反映すべきであるということについて、今回、盛り込んだものでございます。あるいは町の意見としていただいたものもござい

して、それらを組み込んだものとなります。どうぞご意見をいただきたいと思います。

一番最後の名称については、決めなければならないものなのか。決めるとすればいつまでに決めるものなのか、決め方についてはどうやって決めるのですか。

事務局（手塚政策審議室長）

今回の協議会に提案し、協議会で決定していただければと思っております。

議長（福田会長）

ということだそうです。ご質問はありませんか。

それでは、無いようですので、これにつきましても、小委員会で今後継続して議論をして検討してまいりますので、各委員の方々は、ご意見があれば事務局までお寄せいただきたいと思っておりますし、各町に意見を申し上げ、町の方から事務局にということもあるかもしれません。積極的にご意見を寄せていただきますようお願いいたします。それでは、小委員会の委員の皆様方には、引き続き審議をお願いしたいと思います。

次に、会議次第7の「その他」に移ります。事務局で何かありましたらお願いいたします。

事務局（大林事務局次長）

今後のスケジュールについてですが、第5回の法定合併協議会を6月25日（金）午後2時より、本日と同じ市役所14大会議室で開催する予定でございます。

また、第6回の法定合併協議会は、7月9日（金）午後2時から開催を予定しております。なお、場所につきましては、7月は参議院選挙がございますので、不在者投票などでかなり混雑が予想されますため、宇都宮市内のホテルを予定しております。確定しましたら改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（福田会長）

事務局からの連絡は終わりました。何かご質問がありましたらお願いいたします。

無いようですが、各副会長から何かご意見がありましたらお願いいたします。

手塚副会長（上河内町）

ありません。

猪瀬副会長（上三川町）

ありません。

玉生副会長（河内町）

ありません。

議長（福田会長）

委員の皆様から何かございますか。

無いようですので、第4回宇都宮地域合併協議会を終了いたします。長時間にわたりますて熱心なご協議をいただきありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、今後とも新しいまちづくりのためにご尽力をお願いしたいと考えております。大変お疲れさまでした。

事務局（横松事務局長）

ありがとうございました。以上をもちまして「第4回宇都宮地域合併協議会」を閉会いたします。

午後3時52分 閉会